

岡垣町ホームページ広告掲載規程

(趣旨)

第1条 この規程は、岡垣町公式ホームページ(以下「ホームページ」という。)の広告掲載に関し、岡垣町広告掲載要綱(平成19年2月1日施行)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(広告の掲載位置)

第2条 広告を掲載する位置は、ホームページのトップページで町が指定した位置とする。
前項の規定にかかわらず、広告主がホームページのトップページ以外のページへ広告を掲載しようとする場合、町長が特別と認めるときは、広告を掲載することができる。

(広告の枠数、掲載料、規格及び制限)

第3条 掲載する広告の枠数・掲載料及び規格は、次のとおりとする。

(1) トップページにおける広告枠数は、8枠とする。

(2) 広告の掲載料及び規格は、次のとおりとする。

ア 掲載料金

1 枠	1 ヶ月 5,000 円 (税込み)
	1 年 50,000 円 (税込み)

イ 規格 1 枠につき縦 60 ピクセル×横 150 ピクセル、5 キロバイト以内、GIF 形式とする

ウ 制限 Java 及び JavaScript を使用したもの、高速振動、高速点滅イメージ、アラートマークのようなエラー表示イメージのものは使用不可とする。

(広告の掲載期間)

第4条 広告を掲載する期間は、1月単位とし連続する掲載期間は最長1年とし、更新を妨げない。

(広告期間内の障害の発生等)

第5条 広告期間内に、町サーバー等のメンテナンス以外の理由で24時間以上ホームページを閉鎖したときは、閉鎖時間24時間を1日として、広告期間の延長を行うことができる。

2 前項の場合において、閉鎖時間が24時間に満たないとき、町は責任を負わないものとする。

(掲載の申込)

第6条 申込者は、岡垣町ホームページバナー広告掲載申し込み(様式第1号)により、申し込むものとする。

(広告主の決定等)

第7条 町長は、前条の申込書を受け付けたとき岡垣町広告掲載要綱第9条第3項の規定に基づき掲載の可否を審査するものとする。

2 1つの枠に対し2者以上の広告掲載希望者があった場合は、掲載希望月数の多い者を優先することができる。

3 広告掲載希望者の数が第3条に規定する枠数を超えるときは、バナーの増設により広告掲載を行うことができる。

(広告掲載料の納付)

第9条 広告掲載料は、掲載の決定後、町が指定する期日までに、納付しなければならないものとする。

(掲載料の還付)

第10条 既納の広告掲載料は、還付しないものとする。ただし、広告主の責に帰さない理由により、バナー広告掲載を取り消したときの広告掲載料は、当該広告主に還付する。

(掲載の取り消し)

第14条 町長は次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載を取り消すことができる。

(1) 指定する期日までに掲載料の納入がないとき

(2) 指定する期日までにバナー広告データを提出しないとき

(3) 掲載決定後、そのバナー広告掲載が適切でない事象が発生したとき

附 則

この規程は、平成19年2月1日から施行する